

京都市告示第397号

景観法第19条第1項の規定に基づき、以下に掲げる建造物を景観重要建造物に指定しましたので、告示します。

令和5年10月31日

京都市長 門川大作

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
十四春旅館	京都市下京区諏訪町通松原下る弁財天町326番地
上七軒くろすけ	京都市上京区今出川通七本松西入真盛町699番地 京都市上京区今出川通御前通東入社家長屋町671番地 京都市上京区五辻通七本松西入二丁目西柳町584番地2、 585番地1
山中邸	京都市西京区川島寺田町11番地、12番地、12番地1

(都市計画局都市景観部景観政策課)